

大阪広域環境施設組合における事後審査型制限付一般競争入札の手引

制 定 平成 27 年 1 月 27 日

改 正 令和 元年 10 月 1 日

大阪広域環境施設組合

大阪広域環境施設組合（以下「本組合」という。）で行う事後審査型制限付一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）に参加する場合は、この手引きを参考にしてください。また、地方自治法、同法施行令、本組合契約規則、その他関係法令についても参照してください。

1 対象となる入札

この手引きは、本組合で行う工事、請負、買入れ、借入れその他の契約に係る調達の制限付一般競争入札を行う場合に適用します。

2 制限付一般競争入札による案件の取扱い

制限付一般競争入札による案件は、案件ごとの入札公告（以下「入札公告」という。）を確認の上、参加してください。

3 入札参加の申請

入札参加申請については、入札書の提出をもって申請があったものとみなします。

4 入札の準備

- (1) 見積りに当たっては、設計図書（図面、設計書、仕様書及び関係書類をいう。以下同じ。）に基づき適正な積算を行い、その金額に基づいて入札を行ってください。
- (2) 設計図書に対する質問は、入札公告に定める方法により行ってください。

5 設計図書の入手方法等

設計図書及び入札書は、入札公告に定める方法により入手してください。入手した設計図書は、入札の見積り以外の目的には使用しないでください。

6 入札書の提出

入札公告に従い、本組合所定の入札書を指定の入札箱に投函することにより提出してください。

入札書は、入札金額等の必要事項が全て記入されたものを有効なものとして取り扱います。

一旦、提出された入札書の訂正、再提出又は撤回することは認めません。

7 開札

開札は、入札の終了後、直ちに当該入札の場所において行います。開札後、予定価格の制限の範囲内で最低（最低制限価格を設けている場合は、設定の価格以上）の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）を決定し、次順位以降の審査順位（ただし、

第 4 位以降の同価格の入札をした者は同順位として審査順位の確定とします。)を確定した上で、落札決定を保留し、資格審査等を行った上で、後日落札決定します。

開札は公開とし、入札者は立ち会うものとします。

入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札に関係のない本組合職員を立ち合わせるものとします。

落札候補者となるべき同価格の入札をしたものが 2 者以上あった場合は、くじによって順位を定め、落札候補者を決定します。また、予定価格の制限の範囲内で同価格の入札をしたものが 2 者以上あった場合も同様に、くじによって第 3 位までの順位を定め、審査順位の確定を行うものとします。ただし、第 4 位以降の順位を定める必要がある場合は、入札参加者に通知し、第 3 位までと同様にくじによって順位を定めます。

8 審査順位等の発表

落札候補者を決定した場合は、開札時に発表します。

9 入札参加資格審査資料の提出

落札候補者は、入札公告に掲げる入札参加資格審査資料を開札の日の翌日の勤務時間（職員の勤務時間等に関する規則第 2 条第 2 項に定める勤務時間）内に提出してください。ただし、開札の日の翌日が本組合における執務の休日に当たるときは、その翌日（休日が連続するときは、休日の最終日の翌日）とします。

なお、入札執行者が別の提出日を指定した場合はその指示に従ってください。

期限までに入札参加資格審査資料を提出しない場合又は入札参加資格審査のために本組合職員が行う指示に従わない場合は、当該落札候補者のした入札は無効とし、大阪広域環境施設組合競争入札参加停止措置要綱の規定に基づく停止措置を行います。ただし、期限までに理由書を提出し、本組合がやむを得ないと認めた場合は、停止措置は行わないものとします。

（資格審査資料の提出の必要がない案件についても同期限まで（開札日と同日に落札決定を行うものについては、開札日の午後 4 時までとする。）に限り理由書の提出を受け、本組合がやむを得ない理由であると認めた場合は、停止措置は行わず、当該落札候補者のした入札を無効とします。）

10 入札参加資格の審査

審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有している場合は、次順位以降の審査を行いません。

審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していない場合は、その者のした入札を無効とし、その旨を通知します。この場合は、開札時に決定した審査順位における次順位者を落札候補者として審査を行い、以降、落札候補者が入札参加資格を有していると確認できるまで同様の手続きにより審査を行います。

これらの審査に要する日数については、入札公告に定めるものとします。

11 低入札価格調査制度適用について

低入札価格調査制度適用案件において、入札書の金額が調査基準価格を下回った場合は、

落札候補者以外の入札者も必ず入札参加資格審査資料及び当該入札価格の根拠となる詳細資料（以下「低入札価格根拠資料」という。）を、開札の日の翌日の勤務時間（職員の勤務時間等に関する規則第 2 条第 2 項に定める勤務時間）内に提出してください。

ただし、開札の日の翌日が本組合における執務の休日に当たるときは、その翌日（休日が続くときは、休日の最終日の翌日）とします。

12 入札の無効

次の場合に該当したときは、無効となりますので注意してください。

- (1) 大阪広域環境施設組合契約規則第 27 条第 1 項各号の一に該当する入札
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項の規定により最低制限価格を設けた場合にあっては、最低制限価格より低い価格でした入札
- (3) 再度入札の場合において、前回最低入札書記載金額以上でした入札
- (4) 本組合所定の入札書を用いないでした入札
- (5) 同一入札について、他の入札者の代理人を兼ね又は 2 人以上の代理人として入札したときはその全部の入札
- (6) 審査の結果、入札参加資格を有していないとされた者がした入札
- (7) 低入札価格調査制度適用案件において、本組合が指定する期日までに、あらかじめ指定する低入札価格根拠資料を提出しなかった者がした入札

13 落札決定

落札候補者が入札参加資格を有することを確認した場合は、確認した日をもって落札を決定し、落札者に対して通知します。

落札決定までに入札公告等に掲げるいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、入札公告等に別に定める場合を除き、入札参加資格を有しないものとみなします。

14 落札候補者の辞退等

落札候補者が正当な理由なく落札者となることを辞退した場合は、大阪広域環境施設組合競争入札参加停止措置要綱に基づく措置を行います。

15 入札結果の公表

落札決定後、落札者の商号又は名称及び落札金額を入札経過調書等により公表します。

16 その他

この手引きに定めのない事項又はこの手引きにより難しい場合は、入札公告により定めることができるものとします。

附則

この手引きは、平成 27 年 1 月 27 日から適用します。

附則

この手引きは、令和 元 年 10 月 1 日から施行します。